旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)(附則第十二条関係)

2			————	
2 (略)	認可を受けなければならない。が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の	を除く。第二十条第二号において同じ。)を募集し、又は弁済期限平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債	第五条 会社は、新株を発行し、社債(社債等の振替に関する法律((新株、社債及び借入金)	改正案
2 (略)	認可を受けなければならない。が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の	を除く。第二十条第二号において同じ。)を募集し、又は弁済期限律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する短期社債	第五条 会社は、新株を発行し、社債 (短期社債等の振替に関する法(新株、社債及び借入金)	現行